

前紙(三)

宣言

痛まじ被傭者報酬が主従不平等と名づけ、封建道徳のまじりた支配から水とる
たけ代には被傭者より主の對する奴隷的の地位に於て此の疾れ代りた、主の
被傭者より生利を保障し、或は稅放すも其の幸福を保障する道徳上の責
任を負ふて居る。

是より今日に至るまで、傭主と被傭者との不平等が自由契約の基に、
今日傭主と被傭者との労働者と少くとも外觀の上より其の對等の
立場に立つ對等の人となつた。此れは傭主は最早昔よりやうに被
傭者より生涯を保障し、その幸福を保障するの責任を負ふて居る道徳上
の責任は止むべからず、利益より打算に基つて都合の好むやうに傭主は
管の労働者より解雇を欲するに任じ、或は其の利益に反して其の利益を
損なはざるに任じ、或は其の健康を損なはざるに任じ、或は其の健康を損
なはざるに任じ、或は其の健康を損なはざるに任じ、或は其の健康を損